

令和 8 年度越境 E C 支援業務委託 仕様書

1. 業務名

令和 8 年度越境 E C 支援業務委託

2. 目的

国際的な電子商取引（越境 E C）は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、企業の関心も引き続き高い。

実際に、日本貿易振興機構（ジェトロ）のアンケート調査では、越境 E C を活用している割合は大企業よりも中小企業の方が高く、今後も利用を拡大したいという意欲が顕著に現れている。

その一方で、多くの企業は、優れた技術・商品を持ちながらも、海外消費者への訴求の難しさや専門知識の不足などの課題を抱えている。

そこで、海外展開への意欲はあるが、知識や経験不足により海外展開に踏み切れない県内中小企業等を対象に、越境 E C の基礎から実践までのノウハウを学ぶためのセミナーを開催する。

併せて参加企業が個別に抱える課題解決に向けた、専門家による伴走支援を実施し、将来的に向けて自走して海外展開に取り組めるような企業の体制づくりまでを支援する。

（※）インターネットを通じた、国際的な電子商取引で、企業が自社の商品を自社サイトや E C モールなどを通じて、海外の消費者に販売すること。E C とは” electronic commerce”（エレクトロニックコマース=電子商取引）の略称。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4. 業務概要

- （１） 越境 E C セミナーの企画・参加者の募集
- （２） 越境 E C セミナーの開催
- （３） 専門家による個別の伴走支援を希望する企業の募集・選定業務
- （４） 専門家による個別企業への伴走支援の実施
- （５） その他、本業務の遂行に関連する業務

5. 業務内容

(1) 越境ECセミナーの企画・参加者の募集

ア 越境ECセミナーの企画

海外展開への意欲はあるが、知識や経験不足により海外展開に踏み切れない県内中小企業等を対象に、越境ECの基礎から実践までのノウハウを学ぶためのセミナーを企画し、参加者を募集する。

イ 専用 Web ページの開設・運営

- ① 委託契約締結後、速やかに支援対象事業者の募集に向けた本事業の専用 Web ページ（様式例：ワードプレス）を開設し、運営すること。応募事業者を確保するため、余裕をもったスケジュールで運営し、日程が決まれば早期に周知し、専用 Web ページ上にも掲載すること。掲載内容については公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下、「当センター」という。）と協議の上決定すること。また、掲載情報を最新の状態に随時更新すること。
- ② 本事業の概要を掲載し、エントリー機能を付けること。
- ③ 専用 Web ページに掲載する素材の調達については、原則、受託者が対応すること。
- ④ エントリーについては、応募者数を管理できる機能を付けること。
- ⑤ エントリー情報等について、当センターと情報共有を図ること。
- ⑥ 効果的な広報を行い、事業目標の達成に努めること。

ウ 支援対象事業者の募集

- ① (1)イ①の専用 Web ページを活用し、開催時期が決定次第、速やかに支援対象事業者の募集を開始し、県内企業へ事業周知に努めること。
- ② その他効果的な広報を行い、事業目標の達成に努めること。
- ③ 募集に係るチラシの作成（印刷・配布含）及びウェブ（SNS 等）や新聞等の広報物の作成・配布（配信含）・掲示にあたっては、事前に当センターと協議すること。
- ④ 応募事業者のとりまとめを行うこと。

(2) 越境ECセミナーの開催

ア 越境ECを活用した売上向上に意欲的な県内の事業者を対象に支援を実施すること。

イ 国ごとの市場動向を踏まえた販売戦略、効果的な販売促進方法、越境EC活用のための体制づくり等に係る専門的な知識及びノウハウを実践に生かせる水準まで学べる講座を開催すること。ただし、越境ECに初めて取り組む事業者でも理解でき

るよう、基礎から学ぶことができる内容とすること。

ウ セミナー開講前に、参加事業者に対して学びたい内容・課題・ターゲットとする国等のヒアリング（または書面等によるアンケート等）を行い、講座内容に反映させること。

エ セミナーは、以下の構成により3回実施すること。

① 越境EC基礎講座（初級）

② 越境EC強化セミナー（中級）

③ 販促プロモーション等に係る実践セミナー（専門講座）

（例：写真撮影セミナー、AIを織り交ぜたワークショップ、海外に刺さる文章術、プラットフォームの選定方法、決済システムのアカウント作成・連携、商品データの作成・登録、出品手続きなど）

※1回あたりの開催時間は2時間以上とすること。

※参加事業者は20者程度とすること。

オ セミナーの開催方法はハイブリット方式（対面およびオンライン）で開催すること。

カ セミナーの開催時期等については、当センターと協議の上、決定すること。

キ セミナー開催における会場や備品の手配及び運営は、受託者において行うこと。なお、会場については、交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数、必要な設備の有無等を考慮し、受託者において適切な会場（奈良市内に限る）を選定及び確保すること。ただし、奈良県工業振興センターにあるイベントホール（使用料無料、使用日は事前予約制、ネット環境なし、駐車場狭小、その他要相談）の使用を想定している場合は、その旨を記載すること。

ク 各回セミナー終了後、参加者に感想及び意見等を聞くアンケートを実施し、集計結果を報告すること。（その際、アンケートの内容については、事前に当センターの承認を得ること。当センターから変更等の指示があった場合は、追加・修正等を行うこと。）

（3）専門家による伴走支援の実施

ア セミナー終了後は参加者のうち希望者から5者以上を選定し、当該事業者がセミナーで習得した知識を生かし、越境ECを活用しながら海外市場での売上向上を実現するため、専門家による個者への伴走支援を行うこと。（※訪問またはオンライン形式で各社3回程度の支援を実施するものとし、そのうち少なくとも1回は必ず訪問形式で行うこと。）また、伴走支援の謝金（消費税等、旅費を含む）は24,500円／回とし、2回目以降の支援においては、個者より負担金として12,250円／回を徴収すること。

この際、以下に留意すること。

- ① 謝金及び負担金の変更は行わないこと。
- ② 募集に際しては、負担金に関する必要事項を明記すること。
- ③ 領収書の発行は受託者名義で行うこととし、負担金の徴収に関する明細を実績報告書に明記（または添付）すること。

イ 伴走支援の対象事業者の選定は下記項目に基づいて実施すること。

- ① 支援対象事業者の選定においては、十分な公平性を確保した上で、支援するに相応しい成長性、将来性がある支援対象事業者を選定できる方法とすること。
なお、選定方法については、本業務の開始後に、当センターと受託者が協議を行い、当センターの承認を得た上で決定すること。
- ② 伴走支援を希望する事業者に選定結果の通知を行うこと。結果については、事前に当センターの承認を得ること。当センターから指示があった場合は、その指示に従うこと。

（４） 補足的業務

上記（１）～（３）に係る内容をより効果的に行うために理事長が必要と認める業務を行うこと。

6. スケジュール（予定）

以下のとおりとする。なお、詳細日程は当センターと協議のうえ決定する。

- 7月 受託事業者決定
- 8月 業務委託契約締結
- 9月～11月 越境ECセミナー開催
- 12月～2月 専門家による伴走支援
- 2月 業務完了報告書の提出

7. 運営体制の整備及び責任者の配置

- （１） 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- （２） 本業務に係る責任者及び当センターとの連絡・調整のための担当者を配置すること。
- （３） 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて当センターに提出すること。

8. 再委託の可否

- （１） 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、

主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。

- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。また、再委託に該当するか否かについて疑義がある場合には、事前に当センターに確認すること。

9. 報告書の作成及び提出

(1) 業務完了報告について

委託業務完了後、完了した日から起算して14日を経過した日又は契約期間の終了の日までのいずれかの早い日までに、「業務完了報告書」及び「収支報告書」を作成し、当センターの検査を受けること。

- (2) 当センターは、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

10. 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、(別紙1)「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

11. 委託料の支払

委託料の支払いは、原則として、事業終了後に当センターが行う検査に合格してからとなる。ただし、受託者からの請求に基づき当センターが必要と認めるときはこの限りではない。

12. 暴力団排除に係る解除

委託者は、受託者が別添の(別紙2)【暴力団排除に係る解除について】のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

13. 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは以下に定めるものとする。

- (1) 受託者は、当センターに本件に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を当センターに無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、当センターまたは当センターが指定する第三者に対し著作者人格権を行使することができないものとする。
- (3) 本契約に定める業務の遂行により第三者の著作権、知的財産権その他の権利（以下「著作権等」）を侵害しないことを当センターに保証するものとする。
- (4) 受託者は本著作物に含まれるその他の各権利者（出演者、作家、監督、主催者など）の権利処理を、自らの責任と負担において行うものとする。万が一それらの権利者と当センターとの間での法的紛争が生じた場合には、受託者は、当センターに生じた損害を賠償し、それに加えて当該紛争解決に要する費用を負担のうえ、受託者が責任をもって、その解決にあたるものとする。また、再委託先と各権利者の間で生じた法的紛争についても同様の扱いとする。

14. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、公益財団法人奈良県地域産業振興センター会計規程その他関係法令を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、当センターと十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務は、支援対象者となる企業の成長を目指すだけのものではなく、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がるものであるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、当センターと受託者との間で協議のうえ決定すること。

(別紙1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第 10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第 11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第 12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙2)

暴力団排除に係る解除について

委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。